

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」
の一部訂正について

令和 8 年 2 月 10 日付け医薬監麻発 0210 第 1 号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」の記載に、一部誤りがございましたので、別添正誤表のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

別添正誤表

正			誤		
検定品目		標準的事務処理期間	検定品目		標準的事務処理期間
組換え沈降 B型肝炎ワ クチン（酵 母由来）	マウス力価試験 によるとき	80日	組換え沈降 B 型肝炎ワクチ ン（酵母由来）	変更前	変更後
	試験管内力価試 験によるとき	70日		80日	70日

以上